

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公開番号】特開2010-262908(P2010-262908A)

【公開日】平成22年11月18日(2010.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-046

【出願番号】特願2009-114895(P2009-114895)

【国際特許分類】

H 01 M 8/24 (2006.01)

H 01 M 8/10 (2006.01)

【F I】

H 01 M 8/24 S

H 01 M 8/24 R

H 01 M 8/10

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月16日(2012.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、絶縁プレートと、連通口部の端部端面との間に、マニホールド孔に連通する連通孔を周回してシール部材が設けられることが好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電解質膜の両側に一对の電極を設けた電解質膜・電極構造体と、セパレータとが積層される複数の燃料電池が積層され、積層方向両端には、ターミナルプレート、絶縁プレート及びエンドプレートが配設されるとともに、少なくとも一方の前記エンドプレートには、冷却媒体又は反応ガスを流す流体供給用又は流体排出用のマニホールド孔が形成される燃料電池スタックであって、

一方の前記エンドプレートに装着され、前記燃料電池に対して前記冷却媒体又は前記反応ガスを供給又は排出する樹脂製配管部材を備え、

前記樹脂製配管部材は、前記マニホールド孔に挿入される連通口部と、

一方の前記エンドプレートの外部に突出し、管路が接続される接続部と、

を一体に設けるとともに、

前記連通口部の端部と前記絶縁プレートとの間には、シール部材が介装されることを特徴とする燃料電池スタック。

【請求項2】

請求項1記載の燃料電池スタックにおいて、前記絶縁プレートと、前記連通口部の端部端面との間に、前記マニホールド孔に連通する連通孔を周回して前記シール部材が設けられることを特徴とする燃料電池スタック。

【請求項3】

請求項 1 記載の燃料電池スタックにおいて、前記絶縁プレートに設けられ、前記マニホールド孔に連通する連通孔の内周面と、前記連通口部の端部周面との間には、前記シール部材が介装されることを特徴とする燃料電池スタック。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の燃料電池スタックにおいて、一方の前記エンドプレートの前記マニホールド孔の内周面と、前記連通口部の端部周面との間には、前記シール部材が介装されることを特徴とする燃料電池スタック。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の燃料電池スタックにおいて、前記樹脂製配管部材は、一方の前記エンドプレートに固定されるフランジ部を一体に設けることを特徴とする燃料電池スタック。